

蕎麦会 会則

令和 8 年 3 月 1 日

第一条 名称及び事務局

本会の名称は、「蕎麦会」と称し、会長宅に事務局を設置する。

第二条 目 的

1. 楽しく和気藹々と蕎麦を打つ仲間が集う場とし、さりげない工夫の面白さを分かち合う。
2. 蕎麦の歴史を紐解き蕎麦文化を広く伝える。
3. 会員相互の親睦を図る。

第三条 事 業

1. 会の事業年度は 4 月 1 日～3 月 31 日までとする。
2. 毎月第 1、第 3 日曜日に例会を実施し会員の親睦を深める。
3. 例会会場は「幌向ほっとかん」を使用する。
4. 本会は前条の目的を達成するために手打ち蕎麦講習会等を開催し、普及活動をする。

第四条 役 員

本会は以下の役員を置く

1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3.会計 1名 4. 監査 2名
2. 役員の任期は二年とする。但し再任を妨げない。

第五条 経 費

1. 例会の会場使用料及び賄い費用等はその都度徴収する。
2. 事業運営に必要な経費が発生した場合は都度徴収する。

第六条 会 員

蕎麦会の目的に賛同し、美味しい蕎麦を打つことを目的する者を会員とする。

第七条 会 費

正会員の会費は年額 3,000 円とする。

第八条 入会・退会

1. 本会への入会は本会の目的に賛同し会員が推薦した者とする。
2. 退会は退会届を会長に提出して任意に退会できる。

第九条 総会

1. 総会は会長が招集する。
2. 総会では副会長が議長となり事業計画及び予算審議・事業報告、その他重要事項について審議決定する。

第十条 役員会

役員会は第四条をもって構成し会長が招集し、事業運営上の必要事項及びを総会に提出すべき事項等処理しなければならない。

【附 則】

2025 年 5 月 1 日 規約成立

2026 年 3 月 1 日 第二条 3.会員相互の親睦を図る を追加

第三条 4.本会は前条の目的を達成するために手打ち蕎麦講習会等を開催し
普及活動をする。 を追加

第四条 副会長 若干名に修正
会計 1 名・監査 2 名を追加

第七条 正会員の年会費は徴収しないから年額 3,000 円とする に修正

第八条 入会、退会の希望は会長に申し出ること。 を削除し

1. 2.を追記

1.本会への入会は本会の目的に賛同し会員が推薦した者とする。

2.退会は退会届を会長に提出して任意に退会できる。

第九条 追加

第十条 追加

きょうしゅかい
蕎趣会

「趣」とは、風景や佇まいの中にしみじみと感じられる、優美な風情、情緒、味わい深さ、風流さ、

さりげない工夫の面白さ、などを意味する表現である